

「呼び込み君」ライセンス使用規約（案）

（趣旨及び目的）

第1条 この規約は、「呼び込み君」ライセンスの使用に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（定義）

第2条 この規約において「呼び込み君」とは、当社品目番号 MC-F05「呼び込み君 LED パネルつき」及び MC-F06「呼び込み君 LED パネルなし」の外観デザインならびに内蔵 BGM「No.2」「No.4」をいう。

（使用申請）

第3条 「呼び込み君」を使用しようとする者は、当社公式サイトのリソース使用申し込みフォームを経て企画の内容を申し込み、あらかじめ許諾を受けなければならない。

（資格要件）

第4条 前条に基づく使用申請をしようとする者は、以下の各号をすべて満たすものとする。

- （1）役員等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）でないこと
- （2）日本国内に所在地を有する者であること。ただし、日本国外に所在地を有するが、当社が適当と認める場合はこの限りではない。

（使用許諾の手続き）

第5条 当社は、第3条の使用申請があった場合には、その内容を審査し、当該使用が第1条に合致すると認められるときは、使用許諾を行うことができる。また、「呼び込み君」のデザインの統一のため、申請された見本、デザインの修正を求めることができる。

（使用許諾の制限）

第6条 当社は、前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合、その使用を許諾しないものとする。

- （1）法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
- （2）当社の信用又は品位を害するものと認められる場合
- （3）「呼び込み君」のイメージを損なうおそれがあると認められる場合
- （4）特定の個人、法人、団体、製品等を支援し、もしくは支援又は公認しているような誤解を与えるおそれがあると認められる場合
- （5）特定の政治的、宗教的又は思想的主張を表現したものに関する使用と認められる場合
- （6）「呼び込み君」を使用することにより、当社が主催、共催または支援していると誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められる場合
- （7）申請者が、暴力団員等であることが判明した場合
- （8）風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条（同条第1項第5号に規定する営業を除く。）に規定する営業又はその広告等に使用される場合
- （9）立体物でその表現が「呼び込み君」を忠実に再現しているものと認められない場合
- （10）申請された見本、デザインの修正指示に応じない場合

(11) その他承認することが不適当であると当社が認めた場合

(使用許諾)

第7条 当社は、第3条の使用申請があった場合には、その内容を審査し、使用許諾をする場合は、申請者へ通知するものとする。その際に、当社は「呼び込み君」の使用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

(使用料)

第8条 「呼び込み君」に関する使用料は次の各号のとおりとする。

(1) 呼び込み君 外観デザイン・文字テキスト … 有料

(2) 呼び込み君 内蔵 BGM … 有料

2 前項の使用料の額は、次の表において定めるところにより算定した額とする。

目的	使用料
商品（販売を目的として製造する品物（パッケージを含む。）またはそれに準ずるもの）に使用する場合	販売価格（消費税及び地方消費税抜き）× 6 % × 製造数量 + 消費税及び地方消費税
景品（商品等の販売促進を目的として製造する品物（パッケージを含む。）またはそれに準ずるもの）に使用する場合	製造費用 × 6 % × 製造数量 + 消費税及び地方消費税
上記以外	社内で協議の上、事例ごとに判断する。

3 当社は、有料による使用の場合で、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を免除することができる。

(1) 当社及び当社製品のプロモーションとして、特に効果的な使用方法と認められるとき。

(2) その他公益上の観点から当社が適当と認めるとき。

(使用料の納付)

第9条 申請者は第8条第2項の規定による使用料の算定後、当社が発行する請求書により、その指定期日までに支払うものとする。

2 前項の規定により納入された使用料は、原則としてこれを返還しない。

(使用料の免除)

第10条 当社は、第8条第3項の規定の各号のいずれかに該当すると認めるときは、「呼び込み君」使用料免除通知書（別記様式第5号）により、申請者に通知するものとする。

2 当社は、第1項の規定による申請が第8条第3項の規定の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、「呼び込み君」使用料免除不許諾通知書（別記様式第6号）により申請者に通知するものとする。

(使用上の遵守事項)

第11条 「呼び込み君」を使用する者は、その使用に際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 「呼び込み君」を使用する者は、その使用に際し、第1条に規定する趣旨に反しないよう十分に注意すること。

(2) 使用申請書に記載された使用目的以外に利用しないこと。

- (3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
- (4) 原則として、「呼び込み君」のデザインに近接して別表1に掲げる著作権表示をすること。
- (5) 「呼び込み君」を展開または応用使用したデザインであってもその著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は、当社に帰属することを承知すること。
- (6) 当社が行う売上調査その他の照会に応じること。
- (7) 「呼び込み君」の使用物件は、当社が食品、製造原料及びいかなる商品の安全性や製品の質などを保証するものではないことを承知し、「呼び込み君」の使用許諾物件に関し、苦情が生じた場合は、使用者の責務において必要な措置を講じること。

(使用期間)

第12条 第3条の使用申請による使用期間については、次の各号のとおりとする。

- (1) 呼び込み君 外観デザイン・文字テキスト … 最長で2年以内
- (2) 呼び込み君 内蔵BGM … 最長で1年以内
- (3) 前2号にかかわらず、許諾期間内に製造された製品等については、許諾期間満了後にその販売等を行うことは妨げない。

2 前項の使用期間満了後においても、引き続き使用するときは、改めて「呼び込み君」使用申請書（別記様式第1号）を当社に提出し、その許諾を受けなければならない。この場合の扱いは、第5条によるものとする。

(許諾内容の変更等)

第13条 申請者が使用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「呼び込み君」使用変更

申請書（別記様式第7号）を当社に提出し、当社の許諾を受けなければならない。

2 当社は、前項の使用変更申請があった場合は、その内容を審査し、許諾の可否を申請者に通知しなければならない。

3 当社は、変更許諾をする場合は、「呼び込み君」使用変更許諾通知書（別記様式第8号）により申請者へ通知するものとする。その際に、当社は「呼び込み君」の使用方法その他について、必要に応じ条件を付することができる。

4 当社は、使用変更を許諾しない場合は、「呼び込み君」使用変更不許諾通知書（別記様式第9号）により、申請者へ通知するものとする。

（許諾の取り消し等）

第14条 当社は、「呼び込み君」の使用許諾物件が、この要領又は許諾内容に違反していると認められる場合には、その使用の差止めの請求、又は必要な指示等（以下、「請求等」という。）を行うことができる。その場合、使用者は直ちに、その請求等に従わなければならない。

2 「呼び込み君」の使用許諾を受けた者が、前項の請求等に従わないときは、当社は、その許諾を取り消すことができる。

3 前項の許諾の取り消しは、「呼び込み君」許諾取消通知書（別記様式第10号）により通知する。

4 本条第2項の規定により使用許諾が取り消されたときは、当社は、その損失の補償の責めを負わない。

（新規のイラスト）

第15条 別に定めるイラスト一覧にないイラストの使用を希望する申請者は、「呼び込み君」新規イラスト制作に関する同意書（別記様式第11号）を当社に提出した後、原作者に作成を依頼するものとする。な

お、作成にかかる費用の一切は申請者の負担とする。

2 前項で作成されたイラストの著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）は当社に帰属し、第三者使用が可能となるものとする。

（情報の公開）

第16条 当社は、「呼び込み君」の適正な使用と広く使用促進を図る観点から、使用許諾の状況及び使用の取消し状況について、情報を公開することができる。

（商品等の提出）

第17条 使用許諾を受けた者は、その使用に係る商品等の完成後速やかに完成品の写真(場合により実物)を当社に提出しなければならない。

（責任の制限）

第18条 申請者が、「呼び込み君」の使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償または損失の補償等を求められた場合でも、当社は責任の一切を負わない。

（補則）

第19条 この要領に定めるもののほか、「呼び込み君」の使用に関して必要な事項は、当社が別に定める。

附則 1 この規約は、令和7年5月1日から施行する。